

# 県税に関する手続の押印の見直しについて

埼玉県では、県民・事業者の皆さまの利便性向上や負担軽減の観点から、県税に関する手続における押印義務の見直しを行い、原則として押印を廃止することとしました。

このため、県へご提出いただく申告書・申請書などは、今後押印が不要となります。

## Q 1 押印廃止の対象は

県税に関する申告書、申請書、報告書、届出書等です。

なお、一部の様式は、引き続き押印が必要となります。

### 〔押印が必要な主な書類〕

- ・不動産の登記等のために実印・印鑑証明書が必要な「担保提供書」
  - ・債権譲渡に関する厳格な本人の意思確認のため実印・印鑑証明を求める「自動車税還付請求権譲渡通知書」
- など

※ 納税証明書交付請求書の押印及び本人確認については、別添チラシをご確認ください。

## Q 2 廃止するのはいつからなのか

令和3年4月1日以降、提出する書類から廃止しました。

## Q 3 押印欄が残っている様式は使えるのか

押印欄のある様式も引き続き利用することは可能です。

その際も押印は不要です。

## Q 4 押印をした申告書等は提出してもよいか

押印のある申告書等もこれまでどおり受け付けます。

◎詳しくは埼玉県税務課にお問合せください。



# 納税証明書等の交付請求手続について

令和4年4月から、埼玉県の納税証明書等交付請求手続を以下のとおり変更します。

## 1 納税証明書等交付請求書について

- (1) 納税証明書交付請求書等の請求者（代理人を含む）の押印は不要です。
- (2) 委任状についても、委任者（納税者）の押印は不要です。
- (3) **代理人が請求する場合には、以下の事項を記載した委任状を提出してください。**  
**①委任年月日、②委任事項、③委任者の氏名、住所及び電話番号、④代理人の氏名及び住所、  
⑤委任者との関係**  
なお、県税事務所の職員が、委任者（納税者）に電話等で委任事実を確認することができますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 様式変更前の「印」の記載がある様式は、押印なしで引き続き使用できます。

## 2 請求者の本人確認について

請求者（代理人が請求する場合は代理人）について、次の書類により本人確認をさせていただきます。  
本人確認書類は、1点で足りるものと2点が必要なものがあります。

郵送で請求される場合は、本人確認書類の写し（氏名、住所、有効期限の記載されている面のもの）を同封してください。代理人が請求する場合は、委任状とともに代理人の本人確認書類の写しを同封してください。  
個人番号、基礎年金番号、保険者番号、被保険者等記号・番号・QRコードはマスキング処理して写しを取っていただきますようお願いします。

### 1点で本人確認ができるもの

#### (A) 公的機関が発行した身分証明書（住所・氏名の記載されている写真付きのもの）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート、住所の記載のあるもの）、税理士・行政書士・行政書士補助者であることを証する書類（顔写真付き）など

### Bの2点で本人確認ができるもの又はBとCの1点ずつで本人確認ができるもの

#### (B) 公的機関が発行した身分証明書（住所・氏名の記載のある写真のないもの）

各種健康保険証、各種医療受給者証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（顔写真なし）、税理士・行政書士・行政書士補助者であることを証する書類（顔写真なし）など

#### (C) A、B以外の本人名義の書類等

旅券（パスポート、住所の記載のないもの）、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）、学生証（顔写真付き）、国税・地方税の納税通知書（発行日から1年以内のもの）、キャッシュカード、クレジットカードなど

- ◆ 有効期間が定められているものについては、有効期間内のものに限ります。
- ◆ 氏名や住所に変更があった場合は、住民票等の変更を確認できる書類を御用意ください。
- ◆ **埼玉県の県税事務所に法人県民税等の申告をしていない法人や代表者が変更された法人の納税証明書を請求する場合は、代表者等の確認を行うため登記事項証明書等の提示をお願いします。**
- ◆ 本人確認書類の写しを取させていただく場合がありますので、御了承ください。

## 3 郵送請求の場合の納税証明書の送付先について

- (1) 納税証明書の送付先は、原則として納税者の住所又は法人の本店所在地に限ります。  
(この場合、本人確認書類の同封は必要ありません。)
- (2) 法人の支店等の所在地を確認できる書類等を御提出いただければ、支店等に送付できます。
- (3) 代理人が行政書士等の場合は、行政書士等であることを証する書類の写しを同封していただければ、行政書士等の事務所に送付できます。
- (4) 納税証明書は、転送不要郵便にてお送りします。